

令和4年10月11日

庶務課

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償に関する条例の一部改正について

1 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行等を踏まえ、条例の一部を改正する。

2 改正内容

介護補償の限度額をそれぞれ次のように引き上げる。

- (1) 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
73,090円 → 75,290円
- (2) 随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
36,500円 → 37,600円

3 新旧対照表

2 ～ 3 ページのとおり

4 施行期日等

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する

条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>73,090円</u>以下であるときに限る。） <u>73,090円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>36,500円</u>以下であるときに限る。） <u>36,500円</u></p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>75,290円</u>以下であるときに限る。） <u>75,290円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>37,600円</u>以下であるときに限る。） <u>37,600円</u></p>
<p>第13条～第30条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第13条～第30条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第12条第2項第2号及び第4号の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。